

I. 総合研究報告

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究分担者 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院）
三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）
山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科）
塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、養育不調による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを検討し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。児童相談所やフォスタリング機関および里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を対象とした質問紙調査やインタビュー調査を行った。その結果、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前のアセスメントや情報共有、連携の不足といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって生起しており、結果的に支援が十分に届かず養育者が孤立・疲弊しやすい課題が示唆された。さらに、委託解除に際して事前の協議や丁寧な説明がないまま唐突な引き離しが行われ子どもの心身に大きな負担をかけている事例や、別れのプロセスの保障および解除後のフォロー体制が不十分である実態も示唆された。これらの結果を踏まえ、本研究班は養育不調を「チーム養育体制全体で共有し解決すべき課題」、かつ「新たな支援を導入するための再アセスメントのサイン」とであると位置づけ、手引きを作成した。手引きには、養育不調に関する時系列の「プロセス図」と、各段階における「予防・ケアのポイント」を明示した。本手引きを用いることにより、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれにおいてどのような対応が必要か、関係機関および養育者が互いの役割と対応のタイミングを確認できる。今後は本手引きを支援現場に導入し、検証を重ねていく必要がある。手引きを利用し、養育者を孤立させずに協働して支援にあたる「子ども一人ひとりのチーム」が構築され、複雑な背景を持つ子どもたちの最善の利益と健やかな成長が守られる社会的養育システムのさらなる充実が期待される。

A. 研究の背景と目的

本邦では 2016 年の児童福祉法改正により、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発

達や自立等を保障されること等の権利を有すること」や「国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児

童の養育を推進するものとする」とが明確化された。その後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より示され、「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進」「里親への包括的支援体制の抜本的な強化と里親制度改革」「家庭養育優先の原則の徹底と取り組み目標」等が示された。この「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が依頼された（こども家庭庁、2025）¹。都道府県等の取り組みを強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を都道府県等は提出することとなっている。質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」が策定された。また、令和4年児童福祉法改正により、児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけられることとなった（令和6年4月1日施行）³。

現在、社会的養護は施設養護から家庭養護への変革の中にある。変革にあたり環境が整えられつつあるが、重要な課題の1つに養育をどのようにしていくかということがある。家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、乳児院 50.5%、児童養護施設 71.7%、里親家庭 46.0%、ファミリーホーム 56.8%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、乳児院 27.0%、児童養護施設 42.8%、里親家庭 29.6%、ファミ

リーホーム 51.2%となっている（厚生労働省、2024）²。里親が乳児院に次いで少ない割合となっているものの、里親制度の推進とともに、年々それらの割合は増えており、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親が担うことが求められている現状がある。その養育は、家庭が単独で行うと困難が生じやすいことが考えられる。ファミリーホームにおいては、委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何らかの障害のある子どものファミリーホームへの委託は5割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。それらの養育には、専門性が必要であると考えられる。そのためには、専門性のある機関や支援者とのつながりを図り、「チーム養育」¹として支えていくことの重要性に関しては、すでに社会的養護における家庭養護に関わる人達に広まりつつあるのではないかと考えられる。

しかし、どのように最善を尽くしたとしても、養育者と委託された子どもとの関係が悪化し、継続的な養育が困難な状態に陥ることがある。本研究班では、この状態を「養育不調」と呼び、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題により、養育者が子どもへの対応に困難を感じる状況」と定義した。

こうした養育不調の体験は、子どもと養育者の双方に多大な負担を強いるものである。やむを得ず他の里親や施設へ委託解除や措置変更される際、丁寧な心理的ケアが欠如していれば、子どもは大人への不信感を抱いたまま新たな環境への適応を迫られることになり、その精神的健康や発達に深刻な影響を及ぼしかねない。同時に、委託解除を経験した養育者に対しても適切なケアが行われなければ、その後に子どもの受け入れや養育に対して消極的になる家庭

が生じることも危惧される。

以上のように、養育者と委託・措置された子どもとの関係の悪化による委託・措置の解除の問題は子どもの安心・安全・安定した環境構築という点において、また、家庭養護の推進という点から大きな問題である。

本研究は、この養育不調およびそれに伴う委託解除について、その背景にある「養育不調に影響を与える事象」と、委託前から解除後に至るまでの「プロセス」を包括的に分析し示すことを第一の目的とした。従来の先行研究では、里親や子どもの属性に焦点を当てた分析が多く見られたが、本研究では、養育不調を単一の事象による「失敗」として捉えるのではなく、複数の事象が連鎖して生じる構造的なプロセスとして捉え直す点に最大の特徴がある。

この包括的な分析を実現するため、本研究では3年間にわたり、社会的養護に関わる多角的な視点を統合するための調査を実施した。具体的には、養育の当事者である里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設といった養育者側と、委託（措置）し、その後の支援も担う児童相談所や支援機関としてのフォスタリング機関といった支援者側の双方を調査対象とした。このように養育者側と支援側、双方の視点を統合した大規模な実態調査（質問紙やオンラインによる調査）および詳細な質的調査（インタビュー調査）を行うことで、各主体の認識の相違や、連携の断絶が養育不調にどのように影響しているかを検討した。

本研究の第二の目的は、これまで養育者に責任があるニュアンスの言葉として広がっていた「養育不調」という言葉の認識を変え、支援のニーズのサインであることを提示することである。養育不調を養育者の個人的な資質や子どもの行動上の問題といった個人の責任に帰すべきものではなく、支援体制を含めた「チー

ム養育体制の機能不全」という構造的な問題として示した。アセスメントにおける不十分な情報共有、マッチング時における具体的な見通しの共有不足、委託後の養育者の孤立、そして不調の兆候が見られた際の迅速な再アセスメントの欠如といった、組織的・システム的な課題を「見える化」することを目指した。

第三の目的は、これらの知見を現場の実践に還元するための具体的な指針を示すことである。本研究では、全データの統合分析の結果に基づき、各段階（アセスメント、マッチング、委託当初、経過中、危機発生時、解除決定、解除後）における課題と対応ポイントを時系列で整理した「プロセス図」を作成することとした。さらに、関係機関および養育者が共通して持つべき視点や理念を「養育不調の予防とケアのための手引き」として執筆した。この手引きは、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関でいかにチーム養育体制を形成し、共に子どもを支えるチームとして機能するための具体的な視座を提供し、各主体の役割と責任を明確化することを目的としている。

最終的には、本研究を通じて、養育不調という経験を単なる「終わりの経験」にするのではなく、その経験をチーム全体で建設的に振り返り、次なるより良い支援へと活かすための学びのプロセスへと転換させる指針を示した。これにより、子どもの最善の利益を最優先に守り抜くための、実効性のある「子ども一人ひとりのチーム」を社会的養護の現場に具現化するための土台を構築することも視野に入れて手引きを作成することとした。

B. 研究方法

本研究は、3年間の研究期間において、養育不調に至るプロセスとその背景にある事象を

多角的に解明するため、質問紙調査とインタビュー調査を行った。養育者側（里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設）と支援側（児童相談所、フォスタリング機関）の双方の視点から包括的にデータを収集し、それらを統合的に分析することで、養育不調を個別の問題ではなく、関係機関を含む「チーム養育体制」の構造的な課題として捉え直す手法をとった。具体的な研究方法是、以下のプロセスに沿って実施した。

1. 調査対象の選定

調査対象は、家庭養護もしくは家庭的養護において中核的な役割を担い、日々の養育を担う養育者側として里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の3形態を対象とし、委託（措置）し、その後の支援も担う児童相談所や支援機関としてのフォスタリング機関といった支援者側の双方を調査対象とした。立場の異なる養育者と支援者側に対して並行して調査を実施することで、それぞれの認識の相違や連携の実態を網羅的に把握することを目指した。

2. 実態把握のための質問紙調査

第1段階として、2023年度には全国の各主体を対象とした実態調査（質問紙調査）を実施した。本調査の質問項目は、先行研究（Konijn et al., 2018）⁴を参考に作成し、子どもの心身の特性や行動上の問題（各種チェックリストを用いた測定、医学的診断の有無、虐待被害状況、知能・発達状況など）、養育上の課題（日常の対応の難しさ、同居する実子や他児との関係性の調整など）、委託・措置時の背景環境（委託時の年齢や経歴、家族との交流状況など）、および支援の課題（支援機関の介入状況や支援のギャップ）といった広範な事項を網羅した。調査の実施にあたっては、養育者側へは各自治体

から郵送で調査依頼を行い、里親については質問紙への直接記入、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育者についてはオンラインフォーム（成育 REDCap システム）にて回答を求めた。一方、支援側である児童相談所とフォスタリング機関へは、セキュリティに配慮してパスワードを使用したメールにて調査依頼を行い、エクセル形式の質問票を用いて回答を回収した。このようにして得られた各主体の基本情報や、過去に経験した委託・措置解除の事例背景に関するデータを集計し、養育不調に至ったケースと長期養育ができていないケースとを比較分析することで、養育不調に影響を与える事象の傾向や、養育形態・支援形態ごとの特徴を客観的に抽出した。

3. 養育不調による委託解除のプロセスについて検討するためのインタビュー調査

第2段階として、2024年度には質問紙調査の結果に基づき、詳細なインタビュー調査を実施した。対象者は、実際に養育不調による委託解除を経験した養育者（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）および児童相談所やフォスタリング機関の職員を対象とした。半構造化インタビューの手法を用い、アセスメントからマッチング、委託当初、経過中、養育不調発生時、そして解除決定から解除後に至るまでの時間的な経過に沿って聴き取りを行った。具体的な出来事や支援の有無、どのように対応したか、関係機関とのやり取り、当事者の負担等を詳細に語った。

養育不調による委託解除に影響する事象を検討し、それらの事象がどのように連鎖してチームの機能不全に陥ったのかという視点から分析を行った。

4. データの統合と「プロセス図」の作成

第3段階として、質問紙調査とインタビュー調査から得られた、養育者側および支援側の全データを分析する作業を行った。各分担研究者は、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれのプロセス図を作成するため、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて示した。明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えるにあたり重要な箇所について赤丸の数字で示した。完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正した。

4. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成と精緻化

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託(措置)前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関(里親家庭2世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設2カ所)から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

(倫理面への配慮)

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確

認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認(2023-164)を得ており、2年目、3年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(第202407号)を得て実施している。

C. 研究結果

各分担研究における調査データを統合的に分析した結果、養育不調による委託(措置)解除は、突発的な事象ではなく、委託前から解除後に至るまでの各段階における課題が連鎖・蓄積した結果であることが示唆された。各調査から得られた主な結果は以下の通りである。

1. 実態把握のための質問紙調査

養育不調はどの養育形態においても中高生を中心とした高年齢児の委託において発生しやすい傾向が確認された。特に里親委託においては、委託解除に至ったケースの約半数が委託開始から6ヶ月未満という短期間に集中しており、そのうち34.2%は1ヶ月以内という極めて早期に発生している実態が明らかになった。これは、委託前のマッチング段階におけるアセスメントの精度や、初期の受入れ体制に重大な課題があることを示唆している。養育不調を招く直接的な要因としては、子どもの「行動上の問題」の影響が統計的に極めて大きいことが判明した。CMYCやACBL-Rといった行動チェックリストを用いた分析では、養育不調による委託解除された子ども(以下:不調あり群と示す)の平均の値は臨床群であり、非常に高い値であった。これまでで最も長く養育していた子ども(以下:養育継続群と示す)の間で有意な差が認められていたが、養育継続群も不

調有群よりも低いものの、値としては高い値が認められていた。一方で、養育経験の豊富な専門里親であっても不調に至る事例が一定数存在していた。

支援体制の現状については、支援機関側が「研修」や「里親家庭内の人間関係の調整」の必要性を強く認識しながらも、実際には十分に提供できていないという支援のギャップが示唆された。また、里親やファミリーホームへの調査では、養育不調により委託解除に至るケースであっても、里親、ファミリーホームともに児童相談所やフォスタリング機関のどちらともから支援を受けていたのは、里親家庭（11.6%）、ファミリーホーム（10.0%）にとどまっており、どちらからも支援を受けていない里親家庭は 25.3%、ファミリーホームは 26.7%に上っていた。子どもの行動上の問題が深刻である一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で、里親家庭・ファミリーホームに対する支援が必ずしも十分に機能していない事例が少ないことが示唆された。一方で、養育不調による委託解除を経験していない、これまでで一番長く養育していた子どもについての調査においても、児童相談所やフォスタリング機関から支援を受けている割合は、里親家庭は 17.8%であり、ファミリーホームは 7.7%であった。どちらからも支援を受けていない里親家庭は 33.9%であり、ファミリーホームは 43.0%であった。子どもを長く養育している里親やファミリーホームについても、十分なチーム養育体制が築けていない現状が示唆された。

2. 養育不調による委託解除に影響のある事象とプロセスを検討するためのインタビュー調査

本研究のインタビュー調査では、養育不調に

よる委託（措置）解除に至るプロセスを客観的に把握するため、里親家庭（14 事例）、ファミリーホーム（10 事例）、地域小規模児童養護施設（11 事例）、児童相談所（16 事例）、およびフォスタリング機関（13 事例）を対象に調査を実施した。

里親家庭に関する分析からは、養育不調による委託解除に影響する事象として主に 4 つの状況が確認された。第一に、委託前において児童相談所からの情報提供が不足し、里親家庭内（配偶者や実子を含む）で役割のシミュレーションがなされていないといった事前の準備不足が認められた。第二に、委託直後に子どもの行動上の問題が顕在化した際、迅速な支援が得られず里親が対応に苦慮する状況が示された。第三に、危機的状況に陥っても支援機関からの具体的な介入が得られないというチーム養育が形骸化している実態が確認された。第四に、委託継続が限界を迎えた際に事前の協議や丁寧な説明がないまま危機管理を重視した解除が行われ、そのプロセスが子どもの心身に負担を与えている状況が示された。

ファミリーホームにおいては、複数の子どもを養育する環境でありながら、養育者への事前の十分な情報共有や、同居児童への影響を考慮したマッチングが行われていない実態が確認された。委託後には、特定の子どもの行動上の問題が他の同居児童との関係悪化を招くなど、複数の生活上配慮の必要な子どもの養育するファミリーホーム特有の課題が生じていた。また、特定の養育者への負担の偏りや、支援機関との連携が十分に機能せず養育者が孤立し疲弊している状況が明らかとなった。里親と同じように子どもにとっては唐突な委託解除による保護が認められ、そのプロセスが子どもの心身に負担を与えている状況が示唆された。

地域小規模児童養護施設における分析では、

入所時期によってプロセスが異なる傾向が示された。中高生で入所したケースでは、入所前の生活スタイルと施設のルールとの乖離から短期間でトラブルが生じ、措置解除(家庭復帰)に至る経過が確認された。一方、幼少期に入所したケースでは、児童期後期以降に無断外出や器物損壊といった行動上の問題が顕著となり、児童自立支援施設や障害児入所施設等へ措置変更となる経過が認められた。

児童相談所の視点からは、委託前のアセスメントにおいて、里親家庭(別居の成人実子を含む)への情報共有の不足や、他に委託先がないといった緊急性や教育保障を優先したマッチングが行われている実態が確認された。委託中においては、子どもの行動上の問題や里親の不満が表出している、家出や強い拒否感といった目に見える事態が起こるまで、不調の兆候に対する気づきの遅れが生じていた。さらに、解除時に事前の十分な協議や説明がないまま当日に保護が行われる事例も確認された。

フォスタリング機関の視点からは、関与の開始時期がマッチング時や委託後など事例によって異なっている状況が示された。委託初期には、子どもの過剰適応により問題が表面化せず、支援者が順調と判断しやすい実態があったが、経過とともに試し行動や価値観の違いが顕在化し、里親のストレスや家族間の摩擦が増大していく経過が確認された。措置解除に至った後には、里親や子どもに不信感や喪失感が残るだけでなく、支援者側にも初期の兆候を見過ごしたことに対する強い懊悩が生じている状況が認められた。

3. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成

質問紙調査およびインタビュー調査から明らかになった事象を統合し、本研究班では「養

育不調」という概念の捉え方について、以下の視点を基本方針とした。

第一に、「養育不調」を個人の責任に帰さない視点である。養育不調は養育者の資質や子どもの行動上の問題に起因するものとして捉えられがちであるが、社会的養護は複数の関係者による「チーム養育」で営まれる以上、養育過程の困難もチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉え直す必要があると考えた。

第二に、養育不調を再アセスメントの機会とする視点である。養育不調は直ちに委託(措置)解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」である。したがって、子どもと養育者の状況を再アセスメントし、新たな支援を導入して養育環境の改善を図る重要なタイミングとして位置づけることとした。

緊密な支援機関と養育者の連携を目指し、「子ども一人ひとりのチーム養育体制を築いていくことが重要である」という考え方を基本コンセプトとした「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。本手引きでは、養育不調に至る軌跡を時系列でモデル化した「プロセス図」を提示するとともに、児童相談所、支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関)、および各養育者(里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設)が、「どのタイミングで何を検討し、どのように対応すればよいか」を考えるための重要な事項を「ポイント」として図の中に明示し、チーム全体で子どもを理解し対応を協議できるよう工夫した。

D. 考察

本研究は、「養育不調」による委託(措置)解除に影響する重要な事象とプロセスとを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成を目的とした。昨年度の調査から得られた基礎的な知見に加え、今年度は事例数

を拡充したインタビュー調査と質問紙の追加分析を行い、以下の点が考察された。

1. 「チーム養育」の現状と体制構築の課題

質問紙調査の分析から、子どもの「行動上の問題」が養育不調に大きく影響するであろうことが確認された。養育不調により委託解除された子どもは、行動チェックリストにおいて臨床群レベルの非常に高い値を示しており、現在養育を継続している子どもにおいても同様に高い値が認められた。また、養育経験の豊富な専門里親であっても不調に至る事例が存在している。一方で支援機関側は、「研修」や「里親家庭内の人間関係の調整」の必要性を強く認識しながらも、実際には十分に提供できていないという支援のギャップが示唆された。

こうした課題を背景に支援体制の実態をみると、養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の双方から支援を受けていた割合は里親家庭で 11.6%、ファミリーホームで 10.0%にとどまり、児童相談所とフォスタリングどちらからも支援を受けていないケースがそれぞれ里親は 25.3%、ファミリーホームは 26.7%に上っていた。さらに、委託解除になっていないこれまでで一番長く養育しているケースにおいても、児童相談所とフォスタリング機関の両方から支援を受けている割合は低く（里親 17.8%、ファミリーホーム 7.7%）、いずれからも支援を受けていない割合がより高い（里親 33.9%、ファミリーホーム 43.0%）ことが明らかになった。これは、子どもの行動上の問題が深刻であるにもかかわらず、不調あり群・養育継続群を問わず、関係機関の連携による養育者への支援が十分に機能していない事例が少なくないことを示唆している。

インタビュー調査においても、子どもの行動

上の問題に直面して疲弊していく過程で、適切なタイミングでのレスパイトや専門的介入が届かず、結果として養育者が単独での対応を余儀なくされ、孤立が生じる状況が示唆された。加えて、養育不調は中高生を中心とした高年齢児で発生しやすく、特に里親委託においては、委託開始から 6 ヶ月未満、うち 34.2%は 1 ヶ月以内という極めて早期に集中している実態が明らかになった。これは、マッチング段階におけるアセスメントの精度や、初期の受入れ体制に重大な課題があることを示唆している。

これらのことから、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては関係機関の役割分担や連携がまだ十分には機能しきれていないと考えられる。養育者を孤立させず、適切な支援を届けるためには、マッチングの段階からアセスメントを精緻化し、委託前からチーム養育体制を形成していくための養育者と支援機関の意識作りが急務であると考えられる。

2. 時系列プロセスから見る養育不調に影響する重要な事象と早期対応の難しさ

各関係機関および養育者を対象としたプロセス図の作成を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、チーム養育体制において子どもの養育に必要なアセスメントや連携における課題等が、各段階で積み重なった「養育不調に影響する事象の連鎖」であることが示唆された。

委託前においては、限られた選択肢の中で迅速な委託調整が求められるという支援現場の実情から、子どもや里親家庭（同居・別居の実子を含む）のアセスメントや事前の情報共有に十分な時間が割かれていないケースが存在することが認められた。

また、委託初期においては、子どもに見られる「過剰適応」が「うまくいっている」と児童

相談所と里親双方から思われやすく、潜在的な課題の表面化が遅れる傾向がある。その後、子どもの試し行動や養育者間における価値観の相違が顕在化し、家庭内の力動（夫婦関係や実子との摩擦など）に変化が生じるものの、継続的なモニタリング体制が手薄な場合、子どもや里親からの困難の訴えがあって初めて事態の深刻さに気付くケースが認められ、早期の介入や支援を難しくしていることが確認された。フォスタリング機関による里親等への関与の開始時期が地域やケースによって異なることも、養育不調の初期段階の小さなサインへの気づきに影響を与えていると考えられる。

これらのことをふまえたチーム養育体制づくりを委託前からの準備として捉え検討していく必要がある。

3. 地域小規模児童養護施設における養育不調の特性と課題

地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセスについては、入所時期（年齢）によって異なる特性と課題があることが示された。中高生で入所した事例においては、入所前に身についていた生活スタイルと、施設における集団生活のルールとの間に大きなギャップが生じやすく、短期間で不調に至り、結果として十分な準備が整わないまま家庭復帰（措置解除）となるケースが見受けられた。一方、幼少期から入所している事例においては、児童期後期以降になって夜間の無断外出や器物損壊といった行動上の課題が激しく顕在化し、より専門的なケアを要する施設（児童自立支援施設や障害児入所施設等）への措置変更を余儀なくされるプロセスが確認された。

このことは、同じ地域小規模児童養護施設であっても、子どもの年齢や背景に応じたきめ細やかなアセスメントと、発達段階の変化を見据

えた中長期的な支援計画の必要性を示唆している。特に思春期以降の課題に対しては、施設内のみで抱え込まず、外部の専門機関等と早期から連携し、チームとして対応にあたる体制づくりが重要である。

4. 「別れのプロセス」の保障と次なるステップへのケア

やむを得ず委託（措置）解除に至る際の対応について課題が示された。養育不調が共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させることができるかについて検討していく必要がある。その上で、養育者の状況や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ねて委託解除の決定を行うプロセスが必要である。

しかし、実際の調査からは、委託解除の当日に突然子どもに伝えられ、その日のうちに養育者のもとを離れなければならないケースが存在することが確認された。もちろん、自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険が及ぶ場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、迅速な安全確保（緊急保護）が最優先される。このような緊急時においても、状況が落ち着いた段階で、事後的にでも子どもに対して、関係機関等による対応の経緯や理由を丁寧に説明し、心理的なフォローを行うことが求められる。

一方で、こうした一刻を争う緊急性が認められないケースにおいては、時間を取って丁寧な対応を行うことが強く望まれる。幼児であっても中高生であっても、子どもの年齢や発達段階に合わせてわかりやすく状況を説明し、同時に養育者に対しても丁寧に説明して理解を求め

る姿勢が大切である。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障するため、必要に応じて「お別れの時間を過ごすための準備期間」や、児童相談所の仲介のもとでの「セレモニー的機会」を設けることが重要であると考えられる。

また、委託解除後には、過度な失敗体験や自責の念を抱えやすい里親や、無力感や懊悩を抱える支援者に対しても、丁寧な「振り返り」と心理的ケアの機会を保障することが、家庭養護に関わる人材の確保や、支援の質の向上においても重要である。

5. 「養育不調」概念の再定義と「手引き」の意義

これらの結果を統合し、本研究班は「養育不調」の概念を再定義した。養育不調は、チーム全体で共有し解決すべき課題である。また、直ちに委託（措置）解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」として受け止め、再アセスメントと新たな支援（環境の改善）を導入するための重要なタイミングとして位置づけた。

この基本方針に基づき作成した「養育不調の予防とケアのための手引き」は、児童相談所、支援機関、および各養育者が、それぞれの子どものニーズに沿った養育を検討するため、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールである。共通の枠組みを持つことで、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に機能し、養育者の孤立を防ぐことが期待される。

6. 総括と今後の展望

本手引きでは、調査をふまえ、里親、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育不調の現状と課題、そしてその予防とケアについて整理した。また、多くの子どもたちが

抱える困難さと、それを支える養育現場の苦悩を踏まえ、子どもたちの最善の利益を守るための鍵として、子ども一人ひとりのチームを作ることの実現に向けた視点を示した。

今後は、本手引きを実際の支援現場に導入し、その効果測定や各地域の実情に応じた体制整備のあり方を検討していくことが次の課題である。

E. 結論

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスを検討し、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。

児童相談所とフォスタリングおよび里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を対象とした質問紙調査とインタビュー調査の分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前のアセスメントや連携の不足、準備の欠如といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。現状の社会的養育システムにおいては、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては支援が十分に届かず、養育者が孤立し疲弊しやすい課題が存在している。また、委託（措置）解除に至る際の子どもの意思決定プロセスへの参加や「別れのプロセス」の保障、さらには解除後の養育者および支援者へのフォロー体制が十分になされていない実態も示唆された。

これらの知見に基づき、本研究班は「養育不調」を個人の問題に帰すのではなく、「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセスメントのサイン」であると位置づけ、手引きの作成を行った。本手引きに提示された「プロセス図」と各段階

における「予防・ケアのポイント」は、児童相談所、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）、および里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の各養育者が共通の目標と枠組みを持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的な指針となるものとした。今後は、本手引きを実際の支援現場に導入し、その有効性や実用性について継続的な検証と改善を重ねていく必要がある。

家庭養護が推進される中、より複雑な背景や養育上配慮の必要なニーズを持つ子どもたちの委託が増加していくことが考えられる。この手引きが全国の支援現場で広く活用されることにより、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を孤立させず、児童相談所と支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）の支援者が専門性をもって協力し、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に構築されることが期待される。また、それらの営みにより、子どもたちの最善の利益と健やかな成長が守られる社会的養育システムのさらなる充実が望まれる。

引用文献

- 1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf 2025.
- 2 こども家庭庁支援局家庭福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課：児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 5 年 2 月 1 日現在）。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f40dd16-8b14-4fe4-b3cd-6815fad26135/40120fc2

/20250428policies-shakaiteki-yougo-research-Children_in_foster_care-14.pdf

3 こども家庭庁 「里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e5cd0521/20250106_policies_shakaiteki-yougo_112.pdf

4 Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし